

評 価 基 準 説 明 書

鹿児島港湾・空港整備事務所 災害時協力会社の募集

1. 評価点

(1)災害時等の応急復旧対策工事等(土木)

1)評価項目及び評価基準は、以下のとおりとする。

なお、評価に当たっては、非選定要件以外に、評価点合計が50点未満の場合も選定しない。

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
地理的要件	鹿児島県本土北・南西部地区内(離島を除く)の建設業法に基づく本社(店)から指定する地点(指宿市役所)までの到達時間	30分未満	20
		30分以上、60分未満	15
		60分以上、90分未満	10
		90分以上、120分未満	5
執行体制に関する要件	雇用する一級土木施工管理技士等の資格保有者数の状況 ※評価対象資格は、「技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。))、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))又は一級土木施工管理技士又は一級建設機械施工技士を5名以上有していること。	雇用する一級土木施工管理技士等の資格保有者数が10名以上	20
		雇用する一級土木施工管理技士等の資格保有者数が8名以上	15
		雇用する一級土木施工管理技士等の資格保有者数が5名以上	10
		雇用する一級土木施工管理技士等の資格保有者数が5名未満	0
	初動体制時及び復旧作業に従事可能な作業員数	従事可能な作業員数が20名以上	20
		従事可能な作業員数が15名以上	15
		従事可能な作業員数が10名以上	10
		従事可能な作業員数が10名未満	0
	速やかに調達可能(離島を除く。)な資材及び機材※自社保有(リース及び共同保有を除く。)の状況 (他社に貸し出している場合も可とする。)	矢板	2
		H鋼	2
		土嚢(大型)	2
		土嚢(小型)	2
		ブルーシート	2
		保安機材一式 (コーン、コーンパー、回転灯又は保安灯等)	2
		バックホウ	2
		ダンプトラック	2
		クレーン付トラック	2
		振動ローラ	2
	九州7県又は山口県における国又は地方公共団体と港湾関係(港湾海岸含み、漁港は除く。)の災害協定を締結している(所属する団体が協定を締結している場合を含む。)ことを前提とし、この協定に基づく令和5年度又は令和6年度における災害対応の活動実績又は訓練実績。 ※活動実績及び訓練実績は、協定に基づく実績範囲又は活動範囲内における実績とする。ただし、九州7県以外での訓練実績は山口県下関市に限る。	鹿児島港湾・空港整備事務所との協定を締結し、災害対応の活動実績又は訓練実績あり	20
		鹿児島県内での協定を締結し、災害対応の活動実績又は訓練実績あり	15
		広域(鹿児島県を含む)での協定を締結し、災害対応の活動実績又は訓練実績あり	10
		当該県内又は広域(鹿児島県を含む)での協定を締結している	5
		協定を締結していない	0

(2)災害時等の復旧設計等業務(測量・設計)

1)評価項目及び評価基準は、以下のとおりとする。

なお、評価に当たっては、非選定要件以外に、評価点合計が50点未満の場合も選定しない。

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
地理的要件	鹿児島県本土北・南西部地区内(離島を除く。)の一般競争(指名競争)参加資格審査申請書に記載している本社(店)、支社(店)、営業所等住所から指定する地点(指宿市役所)までの到達時間	30分未満	20
		30分以上、60分未満	15
		60分以上、90分未満	10
		90分以上、120分未満	5
業務実績に関する要件	平成26年度以降に完成し、引き渡しの完了した同種業務の発注機関	国の発注した業務の実績あり	20
		県の発注した業務の実績あり	10
		市町村等の発注した業務の実績あり	0
	平成26年度以降に完成し、引き渡しの完了した同種業務の業務内容	港湾施設又は海岸施設(港湾海岸に限る。)の設計実績あり	20
		その他	0
執行体制に関する要件	鹿児島県内(離島を除く。)に在勤する技術士等の資格保有者数の状況 ※評価対象資格は「技術士(建設部門、総合技術監理部門(建設科目関連)」1名以上、「RCCM(港湾及び空港、河川、砂防及び海岸、海洋)」、「土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)」、「博士(工学、理学、学術)」、「APECエンジニア(Industrial,Civil,Structural)」、「海洋・港湾構造物設計士」のいずれかを含め、総計が3名以上とする。	鹿児島県内(離島を除く。)に在勤する技術士が5名以上かつ技術士以外を含め、総計が6名以上	20
		鹿児島県内(離島を除く。)に在勤する技術士が4名以上かつ技術士以外を含め、総計が5名以上	15
		鹿児島県内(離島を除く。)に在勤する技術士が3名以上かつ技術士以外を含め、総計が4名以上	10
		鹿児島県内(離島を除く。)に在勤する技術士が2名以上かつ技術士以外を含め、総計が3名以上	5
		鹿児島県内(離島を除く。)に在勤する技術士が2名未満かつ技術士以外を含め、総計が3名以上	0
	鹿児島県内(離島を除く。)に在勤する測量士等の資格保有者数の状況 ※評価対象資格は、測量士1名以上、測量士補を含め、総計が4名以上とする。	鹿児島県内(離島を除く。)に在勤する測量士が8名以上かつ測量士補を含め、総計が10名以上	20
		鹿児島県内(離島を除く。)に在勤する測量士が5名以上かつ測量士補を含め、総計が7名以上	15
		鹿児島県内(離島を除く。)に在勤する測量士が3名以上かつ測量士補を含め、総計が5名以上	10
		鹿児島県内(離島を除く。)に在勤する測量士が2名以上かつ測量士補を含め、総計が4名以上	5
		鹿児島県内(離島を除く。)に在勤する測量士が2名未満かつ測量士補を含め、総計が4名以上	0

(3)事故及び不誠実な行為に対する措置状況

1)申請書及び資料の提出期限日において、下表に該当する場合に評価点の減点を行う。

措置内容	減点対象期間	評価点
九州地方整備局による「指名停止」	指名停止期間終了日の翌日から1ヶ月間	評価点満点の10%を減点
九州地方整備局による「書面による警告・注意」	通知日を含む1ヶ月間	評価点満点の5%を減点
九州7県、山口県、福岡市、北九州市、佐世保市又は下関市による「指名停止」	指名停止の期間	評価点満点の10%を減点
九州7県、山口県、福岡市、北九州市、佐世保市又は下関市による「書面による警告・注意」	通知日を含む1ヶ月間	評価点満点の5%を減点

※ 各県又は各市の措置については、各県又は各市が自ら発注した工事に係わる措置のみとし、各県又は各市発注工事に関係しない「指名停止」等の措置については、対象外とする。

※ 他地整、他省庁、上記以外の各市町村、地方公社、特殊法人又は公営民間企業等の措置は対象外とする。

※ 山口県の措置については、下関市内における工事を対象とする。